

○勝山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月31日

告示第139号

改正 平成29年3月30日告示第124号

平成30年3月26日告示第125号

平成30年7月25日告示第66号

令和元年10月1日告示第72号

令和2年3月31日告示第132号

令和--年--月--告示第--号

令和--年--月--告示第--号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号以下「法」という。)第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、勝山市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業内容及び対象者)

第3条 総合事業は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業内容及び対象者等は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(以下「第1号事業」という。)

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

(第1号事業支給費)

第4条 第1号事業支給費は、別表第3に規定する単位に10円を乗じて得た額に100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80又は100分の70)に相当する額とする。

2 第1号事業支給費の制限等については、法第63条から第69条までの規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第5条 市長が、災害その他特別の事情により、総合事業のサービス利用に必要な費用を負担することが困難と認めた対象者が受ける第1号事業支給費において、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合とする。

(自己負担額等)

第6条 総合事業の利用者は、別表第1及び別表第2に定める額を負担しなければならない。

2 総合事業の実施の際に、食費や原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付するものとする。

(支給限度額)

第7条 支給限度額の算定は法第55条の規定の例によるものとし、支給限度額は別表第4のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、別表第3に定める事業に限る。

2 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(高額介護サービス費相当事業の実施)

第8条 市長は、高額介護サービス費に相当する事業を実施することができる。

(高額医療合算介護サービス費相当事業の実施)

第9条 市長は、高額医療合算介護サービス費に相当する事業を実施することができる。

(守秘義務)

第10条 総合事業に従事する者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(勝山市地域支援事業実施要綱の廃止)

第12条 本実施要綱制定のため、勝山市地域支援事業実施要項を廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(勝山市地域支援事業実施要綱の廃止)

2 勝山市地域支援事業実施要綱(平成18年6月23日告示第22号)は、廃止する。

(令和3年4月1日から令和3年9月30日までの単位数の算定の特例)

3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、別表第3介護予防訪問介護相当サービスの部中第1号から第6号まで、介護予防通所介護相当サービスの部要支援1及び事業対象者の項中第1号及び第2号並びに要支援2の項中第1号及び第2号並びに介護予防ケアマネジメントの

部中介護予防ケアマネジメントについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則(平成29年3月30日告示第124号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第125号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月25日告示第66号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日告示第72号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第132号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和--年--月--日告示第--号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年11月25日から適用する。

附 則(令和--年--月--日告示第 号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

介護予防・生活支援サービス事業

区分	事業名	事業内容	対象者	自己負担額
訪問型サービス	介護予防訪問 介護相当サ ービス	訪問介護員による身体介 護・生活援助を行う。詳細は 別途実施要領に定める。	要支援者及び事業 対象者	別表第3に規定す る単位数に10円を乗 じて得た額に法第
	訪問型サービ スA	買い物、掃除、調理、洗濯 等の軽易な日常生活の援助を 週1回行う。ただし、介護予防 訪問介護相当サービス事業と の併用はできない。詳細は別 途実施要領に定める。	要支援者及び事業 対象者 (認知症等専門的 支援が必要なもの を除く。)	49条の2の規定に 準ずる費用負担割 合を乗じて得た額
通所型サ ービス	介護予防通所 介護相当サ ービス	通所介護施設で必要な日常 生活上の支援を行う。詳細は 別途実施要領に定める。	要支援者及び事業 対象者	

	通所型サービスC	運動機能の向上を目的に、3ヶ月間週1回市内の施設に通所し、個別の運動指導を行う。 ただし、介護予防通所介護相当サービス事業との併用はできない。詳細は別途実施要領に定める。		
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。	要支援者(介護保険法8条2に規定する介護予防サービスを利用するため同法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。)及び事業対象者	無し

別表第2(第3条関係)

一般介護予防事業

事業名	事業内容	対象者	利用料
介護予防把握事業	基本チェックリストを用いて閉じこもり等何らかの支援を必要とするものを把握し、介護予防活動につなげる。又、必要に応じて医療機関の「もの忘れ検診」を勧め、認知症の早期発見及び早期対応を行う。	要支援・要介護認定者を除く第1号被保険者	無し
アンチエイジング講座	健康の駅湯ったり勝山にて、健康カラオケを活用した体操講座を行う。	第1号被保険者	1講座当たり1,000円
出前等介護予防教室	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講座等を開催する。	第1号被保険者	無し
ふれあいサロン事業	各公民館等で、健康体操、手工芸等の創作活動、子どもとの交流、リハビリ、園芸・畑作り、小遠足等季節	第1号被保険者	食費、教材費等の一部を自己負担とする。

	に応じて年間のプログラムを実施する。		
水中運動教室	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため市営温水プールを活用し水中運動教室を開催する。	第1号被保険者	1教室当たり3,000円
勝山市地域いきいきボランティアポイント事業	高齢者に関するボランティア活動をポイント制とし、ポイントに応じて商品券を交付する。なお、詳細は別途実施要領に定める。	40歳以上の勝山市民	無し
いきいきサロン	「健康の駅 湯ったり勝山」にて行う介護予防教室。閉じこもり予防を目的に体操・レクリエーション等を行う。	要支援・要介護認定者を除く第1号被保険者	無し
はつらつ教室	介護保険サービス事業所にて行う介護予防教室。個々の状態に合わせた運動の実施及び自宅で継続してできる運動等の実施・指導を行う。	要支援・要介護認定者を除く第1号被保険者	1回あたり150円

別表第3(第4条関係)

第1号事業支給費

事業内容	単位	
介護予防訪問介護相当サービス	(1)週1回利用 1月につき1,176単位 (2)週2回利用 1月につき2,349単位 (3)週3回利用 1月につき3,727単位 (4)1月の中で4回以下の利用 1回につき268単位 (5)1月の中で5回以上8回以下の利用 1回につき272単位 (6)1月の中で9回以上12回以下の利用 1回につき287単位 ただし、第3号及び第6号の利用者は、要支援2である者に限る。	
訪問型サービスA	当該月の利用回数に122単位を乗じた単位	
介護予防通所介護相当サービス	要支援1及び事業対象者	(1)1月につき1,672単位 (2)1月の中で4回以下の利用 1回につき384単位

	要支援2	(1)1月につき3,428単位 (2)1月の中で5回以上8回以下の利用 1 回につき395単位
通所型サービスC	当該月の利用回数に175単位を乗じた単位	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント 1月につき438単位 初回加算 1月につき300単位 委託連携加算 利用者1人につき300単位	

備考 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの加算等については、市長が別に定める。

別表4(第6条関係)

支給限度額

対象者区分	支給限度
事業対象者	5,032単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位